

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成26年 4月17日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 48 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 49 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 50 号

個人情報の目的外の利用について

諮 問

諮問第 50 号

個人情報の目的外の利用について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

子育て世帯臨時特例給付金に係る個人情報の目的外の利用について

このたび、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に基づき、消費税率引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金(以下「給付金」といいます。)を支給することとなりました(事業の概要は、別添資料のとおりです。)

本市では、給付金の支給事務に当たり事務の円滑化を図るため、子ども家庭部子育て支援課で保有する平成26年1月分の児童手当(特例給付を含みます。)の支給情報を用いて対象者を抽出し、給付金の支給申請書を送付したいと考えています。

このことが条例第13条第1項により禁止されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。

対象者の抽出に当たって利用する個人情報及び事務の実施時期は、次のとおりです。

(1) 利用する個人情報

ア 児童手当の受給者に係る情報

- ①氏名 ②生年月日
- ③住所 ④連絡先
- ⑤児童手当の振込口座情報

イ 児童手当の支給対象児童に係る情報

- ①氏名 ②続柄
- ③性別 ④生年月日

(2) 実施時期

平成26年 6 月上旬

平成26年 4月30日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成26年4月17日付け26企法指第2号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第48号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第49号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第50号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第50号

個人情報の目的外の利用について

子育て世帯臨時特例給付金に係る申請書の送付対象者を抽出するため、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の支給に関する情報を利用することについては、事務の円滑化を図るうえで必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、最大限の注意を払っていただきたい。